*診断書や判定書を医療機関等に依頼する時の参考にしてください。

「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」に係る診断書等の記載についてのお願い

この診断書は、「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」の申請にあたって、<u>お子さまのご</u> 状況が下記の補助対象区分に該当し、幼稚園等での生活を送るうえで特に配慮が必要と認 められることを証明するために提出していただくものです。

したがいまして、診断書等に単に病名だけの記載しかなく、**「症状等の内容や程度が明記されていない」、「判断基準になる必要事項の記載がない」等の場合は、補助金の対象とはなりません**のでご留意願います。

「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」に係る診断・判定基準

——————————————————————————————————————	
補 助 対 象 区 分	特別支援の必要性を証する書類 (<u>いずれか1種類</u>)
 ○ 視覚障害 (1~6級) ○ 聴覚障害 (2~4級、6級) ○ 肢体不自由 (1~7級) ○ 言語(機能)障害 (3~4級) ○ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障害 (1~4級) ○ 平衡機能障害 (3級、5級) 	 (1) 身体障害者手帳の写し (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し (4) 診断書・判定書 (医療機関等が原則として令和7年度に発行した、症状や病状の内容・程度の等級が明記された診断書等又は別紙様式)
○ 精神発達遅滞・知的障害 * (A1~B2) または指数が75以下 (「指数」とは標準化された検査により 判定した結果を指数化したもの)	 (1)療育手帳又は愛の手帳の写し (2)特別児童扶養手当受給証書の写し (3)在宅重度障害者等手当受給証書の写し (4)診断書・判定書 (医療機関等が原則として令和7年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等又は別紙様式)
○ 病弱・虚弱 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び 神経疾患、悪性新生物その他の疾患、 身体虚弱の状態が継続して医療又は 生活規制を必要とする程度 (特別支援学校の対象となる程度)	診断書・判定書 (医療機関等が原則として <mark>令和7年度</mark> に発行 した、症状や病状の内容・程度が明記され、 特別支援学校の対象となる程度、継続して 医療又は生活規制を必要とすると明記された 診断書又は別紙様式)
○ 発達障害(疑い、傾向等は対象外) 例:自閉症、アスペルガー症候群、 広汎性発達障害、注意欠陥多動性障 害(ADHD)等○ 情緒障害○ 言語障害 機能障害でない重い言葉の遅れ	診断書・判定書 (医療機関等が原則として <mark>令和7年度</mark> に発行 した、症状や病状の内容・程度が明記された 診断書等又は別紙様式)

- 注1 「特別児童扶養手当受給証書」は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号) に規定するものを指します。(所得制限のため支給停止の場合でも可)
 - 2 「在宅重度障害者等手当受給証書」は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和 44 年神奈川県条 例第 9 号)に規定するものを指します。
 - 3「診断書・判定書」は、原則として<mark>令和7年度に</mark>発行したものとしますが、前年度 11 月以降に発行されたものも可としております。(今年度の11 月以降に発行されたものは対象外です。)